

## ○ 議会運営委員会

### (1) 委員会

日 時 10月30日(月) 午後2時28分～午後2時34分

出席者 島倉 誠 神戸健太郎 日比たけまさ 正副委員長

川嶋太郎 藤原ひろき 新海正春 南部文宏 山田たかお 朝日将貴

鈴木 純 天野正基 鳴海やすひろ 木藤俊郎 しまぶくろ朝太郎

各委員

石井芳樹 いなもと和仁 正副議長

〔付議事件及び概要〕

- ① 交渉団体についての申合せについて  
別記1のとおり決定された。
- ② 決算特別委員会の割り振りについて  
令和6年度から令和8年度までの決算特別委員会の割り振りについては、別記2のとおり決定された。
- ③ 本会議における質問順序について  
別記3のとおり決定され、12月定例議会から適用することとされた。
- ④ 議会運営委員会の運営に関する申合せについて  
別記4のとおり決定された。

## 交渉団体についての申合せ（変更案）

〔 令和 5 年 5 月 8 日 第 2 回各派世話人会決定 〕  
〔 令和 年 月 日 議会運営委員会決定 〕

- 1 議会内で 6 名以上の所属議員を有する会派をいう。
  
- 2 交渉団体は、議会運営委員会の委員の割当てを受け、代表質問をし、かつ議会内の各種協議機関（団長会議、幹事長会議、総務・政審会長会議、愛知県議会災害等対策会議）に参加する資格を有するものとする。また、意見書案・決議案の提出件数は一定例会につき 2 件以内とする。
  
- 3 公明党愛知県議員団の所属議員数は 4 名、減税日本愛知県議員団の所属議員数は 3 名であるが、以下の特例を認めるものとする。
  - ・議会運営委員会に 1 名の委員を割り当てるものとする。
  - ・議会運営委員会から委託された事項を協議する団長会議、幹事長会議、総務・政審会長会議、愛知県議会災害等対策会議に参加できるものとする。
  - ・意見書案・決議案の提出件数は年 2 件以内（一定例会につき 1 件以内）とする。

## 決算特別委員会割り振り表（案）

（令和5年度～令和8年度）

年度	委員会名	定数	自民	民主	公明	減税	無所属	正	副
5	一般会計 ・特別会計	13	8	3	1		1	自民	自民
	企業会計	13	7	4		1	1	民主	自民
6	一般会計 ・特別会計	13	7	4		1	1	自民	民主
	企業会計	13	7	3	1		2	自民	自民
7	一般会計 ・特別会計	13	7	4		1	1	民主	自民
	企業会計	12	7	3	1		1	自民	民主
8	一般会計 ・特別会計	12	7	3	1		1	自民	民主
	企業会計	12	7	4			1	自民	自民
累計		101	57	28	4	3	9		

## 質問順序表（変更案）

〔令和5年6月14日 議会運営委員会決定〕  
〔令和 年 月 日 議会運営委員会決定〕

## 代表質問

1 自 民      2 民 主

## 一般質問及び議案質疑

1 自 民

2 自 民      3 民 主

4 自 民

5 自 民      6 民 主

7 自 民

8 自 民      9 民 主

10 自 民

11 自 民      12 民 主

13 自 民

14 自 民

15 自 民      16 公 明      17 減 税

18 民 主

19 自 民      20 民 主

21 自 民

22 民 主

23 自 民

24 自 民      25 民 主

26 自 民

27 自 民      28 民 主

29 自 民

30 自 民

- （注） 無所属議員の一般質問
- ・任期中につき1人1回以内とする。
  - ・1年におおむね2人とする。
  - ・会議の運営上、各定例議会につき1人以内とし、任期最終年度の2月定例議会は行わないこととする。
  - ・発言通告が提出された場合は、議会運営委員会理事会において、質問順序を協議する。

## 無所属議員の議案質疑

- ・発言通告が提出された場合は、議会運営委員会理事会において、質問順序を含めて協議する。

## 議会運営委員会の運営に関する申合せ（変更案）

〔 令和 5 年 5 月 2 2 日 議会運営委員会決定 〕  
〔 令和 年 月 日 議会運営委員会決定 〕

- 1 議長・副議長は委員会及び理事会に随時出席できるものとする。
- 2 理事の数  
交渉会派の委員の中から指名することとし、自民党は 3 名、あい  
ち民主は 2 名とする。  
なお、交渉会派でない会派の委員は、オブザーバーとして理事会  
に出席し、発言することができる。
- 3 委員 1 名の会派にあっては、当該委員がやむを得ない理由で委員  
会に出席できないときは、委員長の承認を得て、代理としてその会  
派に属する議員を出席させることができる。但し、表決に加わるこ  
とはできない。
- 4 理事が理事会に出席できないときは前項の例による。但し、委員  
が 2 名以上の会派にあっては、代理は委員に限るものとする。
- 5 その他、委員会及び理事会の運営に関して必要な事項は、その都  
度協議して定める。

## (2) 県外調査

委員会名	月日(曜)	調査先	出席委員
議会運営委員会	10月30日(月) ~31日(火)	1 広島県議会	島倉、神戸(健)、日比 正副委員長 川嶋、藤原(ひ)、新海、南部、 山田、朝日、鈴木(純)、天野、 鳴海、木藤、しまぶくろ 各委員 石井、いなもと 正副議長